

## 収入基準の算出方法

申込者と同居者の方、**全員の所得金額（年額）**から下記の算式により計算し、収入分位を決定します。

$$\frac{\text{所得金額（年額）} - \left\{ \begin{array}{l} \text{【同居親族等控除】} \\ \text{本人を除く} \\ \text{同居親族数} \end{array} \right\} \times 38\text{万円} + \left\{ \begin{array}{l} \text{【表1】} \\ \text{控除} \end{array} \right\}}{12\text{か月}} = \begin{array}{l} \text{① 一般世帯 月額158,000円以下} \\ \text{② 裁量世帯 月額214,000円以下} \end{array}$$

家賃は収入分位に連動します

【収入分位】

① 一般世帯（申込みできる収入基準額（月額））		② 裁量世帯（申込みできる収入基準額（月額））	
収入分位	収入基準額（月額）	収入分位	収入基準額（月額）
1	104,000円以下	5	158,000円を超え 186,000円以下
2	104,000円を超え 123,000円以下	6	186,000円を超え 214,000円以下
3	123,000円を超え 139,000円以下		
4	139,000円を超え 158,000円以下		

※別居の扶養親族のある方は、上記の「本人を除く同居親族数」に含めて1人あたり38万円の控除として計算します。

※収入とするもの：申込者と同居者の方の過去1年間における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額

※収入としないもの：生活保護、失業保険、遺族（恩給）年金、福祉（障害）年金、仕送り等非課税所得、退職金、一時所得（生命保険契約などの満期返戻金、その他）

【表1】控除

給与所得等控除	申込者及び同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満である場合は当該合計額	原則一人につき最大10万円 本人の所得の範囲内
寡婦控除 (ひとり親控除を除く)	1 主たる生計維持者又は同居親族で夫と離婚しその後婚姻していない女性で次の要件を全て満たす方 (1) 扶養親族（年間所得金額が48万円以下であること）を有すること (2) 年間所得金額が500万円以下であること (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと  2 主たる生計維持者又は同居親族で、夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない女性で1(2)及び(3)を満たす方	寡婦一人につき最大27万円 本人の所得の範囲内
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、主たる生計維持者又は同居親族で、現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない方で次の要件を全て満たす方 (1) その人と生計を一にする子（年間所得金額が48万円以下であること）を有すること (2) 年間所得金額が500万円以下であること (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	ひとり親一人につき最大35万円 本人の所得の範囲内

障害者控除	申込者又は同居親族及び扶養親族の中で、所得税法上第2条第1項第28号に規定する障害者の方（身体・精神・知的に障害があり、手帳を交付されている方等）	一人につき27万円
特別障害者控除	申込者又は同居親族及び扶養親族の中で、所得税法上第2条第1項第29号に規定する障害者の方（身体障害1～2級・精神障害1級・知的障害A判定の方等）※障害者控除に代わり、こちらの控除となります。	一人につき40万円
老人扶養控除	70歳以上で、収入のある方の扶養親族である方	一人につき10万円
老人控除対象配偶者控除	70歳以上の同一生計配偶者である方	
特定扶養親族控除	年齢16歳以上23歳未満で、収入のある方の扶養親族と認められている方	一人につき25万円

## 収入基準の早見表

P12の「収入基準の算出方法」により「所得金額（年額）」から「同居親族等控除」を差し引いた額で示しています。

【表1】控除額がある場合はさらに収入分位の額が低くなります。

### ○ 給与収入金額でみる早見表

【給与を得ている方が1人の場合で源泉徴収票では支払金額欄で判断できる表です。ただし勤務先に変更がない場合】

年間総収入金額（公的年金は除く）	同居及び扶養親族（本人を含む）		単身	2人	3人	4人	5人	6人
	一般世帯	収入分位1	2,043,999円以下	2,583,999円以下	3,127,999円以下	3,663,999円以下	4,135,999円以下	4,611,999円以下
	収入分位2	2,044,000～2,367,999	2,584,000～2,911,999	3,128,000～3,451,999	3,664,000～3,947,999	4,136,000～4,423,999	4,612,000～4,895,999	
	収入分位3	2,368,000～2,643,999	2,912,000～3,183,999	3,452,000～3,711,999	3,948,000～4,187,999	4,424,000～4,663,999	4,896,000～5,135,999	
	収入分位4	2,644,000～2,967,999	3,184,000～3,511,999	3,712,000～3,995,999	4,188,000～4,471,999	4,664,000～4,947,999	5,136,000～5,423,999	
裁量世帯	収入分位5	2,968,000～3,447,999	3,512,000～3,943,999	3,996,000～4,415,999	4,472,000～4,891,999	4,948,000～5,367,999	5,424,000～5,843,999	
	収入分位6	3,448,000～3,887,999	3,944,000～4,363,999	4,416,000～4,835,999	4,892,000～5,311,999	5,368,000～5,787,999	5,844,000～6,263,999	

### ○ 所得金額でみる早見表【給与、事業所得等の各種所得が世帯において複数ある場合】

年間総所得金額	同居及び扶養親族（本人を含む）		単身	2人	3人	4人	5人	6人
	一般世帯	収入分位1	1,248,000円以下	1,628,000円以下	2,008,000円以下	2,388,000円以下	2,768,000円以下	3,148,000円以下
	収入分位2	1,248,001～1,476,000	1,628,001～1,856,000	2,008,001～2,236,000	2,388,001～2,616,000	2,768,001～2,996,000	3,148,001～3,376,000	
	収入分位3	1,476,001～1,668,000	1,856,001～2,048,000	2,236,001～2,428,000	2,616,001～2,808,000	2,996,001～3,188,000	3,376,001～3,568,000	
	収入分位4	1,668,001～1,896,000	2,048,001～2,276,000	2,428,001～2,656,000	2,808,001～3,036,000	3,188,001～3,416,000	3,568,001～3,796,000	
裁量世帯	収入分位5	1,896,001～2,232,000	2,276,001～2,612,000	2,656,001～2,992,000	3,036,001～3,372,000	3,416,001～3,752,000	3,796,001～4,132,000	
	収入分位6	2,232,001～2,568,000	2,612,001～2,948,000	2,992,001～3,328,000	3,372,001～3,708,000	3,752,001～4,088,000	4,132,001～4,468,000	

※「所得金額でみる早見表」の金額は、課税証明書の所得金額又は源泉徴収票の給与所得控除後の金額からP12【表1】控除の額を差し引いてご確認ください。